

厚生労働大臣  
加藤勝信殿

## 要 望 書

- 一 国は、重度訪問介護における移動支援の対象者のうち「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を行っている者がそれぞれどの程度いるのか等、現状を把握すること。
- 一 国は、重度訪問介護における移動支援の範囲として、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに含めるにあたり、対象者の範囲や自己負担額など、限られた財源のなかで適切に支援が提供できる制度設計のため、速やかに検討を始めること。
- 一 国は、重度訪問介護における移動支援の範囲として、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに含める場合、移動支援の提供に必要な予算を確保するとともに、地方自治体と十分に意見交換を行い、地方自治体の負担が増えることのないよう配慮すること。

令和元年10月3日  
日本維新の会  
代表 片山 虎之助

